

## 成人年齢の見直しと国民年金制度の適用年齢について

### 《現行制度の仕組み・趣旨》

- 国民年金の適用年齢は、20歳から60歳までとされている。
- この適用年齢については、年金制度は、稼得能力を有する時期に予め保険料を拠出し、稼得能力を喪失した場合の所得保障を行う制度であるが、自営業者等の場合、就職・退職という客観的な労働能力の得喪を把握できないため、一般的な生産活動、労働活動、稼得能力等を考慮し、設定されたもの。

### 《適用年齢に関する論点》

- 成人年齢の見直しに関する議論を踏まえつつ、国民年金の適用年齢を引き下げる必要はあるのか。

注1) 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)附則第3条において「年齢満18年以上満20年未満の者」に関し、同法との整合性を図るべく「年齢」を定める公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるよう規定されている。

注2) 民法第4条により成年年齢が20歳と規定されているが、これを引き下げるか否か等について、法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法成年年齢部会において検討が行われている。

○ 現状では、22歳位までは大学生等の学生が太宗を占め、一般的に、20歳から生産活動等に従事しているとまではいえない状況にあることを踏まえ、どう考えるか。

注) 国民年金法の成立時期である昭和34年においては、中学校卒業者の高校進学率は62.3%、高等学校卒業者の大学等への現役進学率は17.9%であったのに対し、現在では、それぞれ、96.4%、51.2%(加えて専修学校(専門課程)進学率は16.8%)となっている。

(文部科学省「平成19年度学校基本調査」)

この結果、大学等の卒業後に就職する者の割合が高くなるのは、概ね22歳から23歳にかけてとなっているものと考えられる。なお、20歳から24歳における第1号被保険者のうち3割以上は、学生納付特例者となっている。

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者
		納付者	完納者	一部 納付者			
総数	18,963	10,959	8,977	1,982	4,819	1,768	1,418
20～24歳	3,870	1,291	981	310	1,071	157	1,351
25～29歳	2,178	1,108	829	279	827	191	53
30～34歳	2,102	1,154	902	252	700	238	9
35～39歳	1,811	1,022	818	204	559	227	3
40～44歳	1,560	975	798	177	390	194	1
45～49歳	1,648	1,110	920	190	349	189	0
50～54歳	2,368	1,667	1,408	259	448	253	0
55～59歳	3,425	2,632	2,321	311	475	318	0
							(単位：千人)
総数	100.0	57.8	47.3	10.5	25.4	9.3	7.5
20～24歳	100.0	33.4	25.4	8.0	27.7	4.1	34.9
25～29歳	100.0	50.8	38.0	12.8	38.0	8.8	2.4
30～34歳	100.0	54.9	42.9	12.0	33.3	11.3	0.5
35～39歳	100.0	56.5	45.2	11.3	30.9	12.5	0.2
40～44歳	100.0	62.5	51.2	11.3	25.0	12.5	0.1
45～49歳	100.0	67.3	55.8	11.5	21.2	11.4	0.0
50～54歳	100.0	70.4	59.4	11.0	18.9	10.7	0.0
55～59歳	100.0	76.8	67.7	9.1	13.9	9.3	0.0

【資料出所】平成17年国民年金被保険者実態調査(社会保険庁)

※ 調査の対象範囲は、平成17年3月末現在で20～59歳であった、全国の第1号被保険者およびその属する世帯。ただし、以下の者を除く。

- ア 任意加入被保険者
- イ 平成17年4月又は5月に資格喪失した者
- ウ 外国人
- エ 法定免除者
- オ 転出による住所不明者

- 現在、国民年金は20歳から60歳までの40年間の保険料納付でフルペンを支給するという制度設計であるが、適用下限年齢(20歳)を見直す場合、40年という現行加入期間との関係で、適用上限年齢(60歳)についてどうすべきか。
- 被保険者となる20歳前に生じた障害に対しては、障害者が20歳に到達し、国民年金の被保険者となった時点で障害が発生したものとみなし、20歳から障害基礎年金(「20歳前障害基礎年金」)を支給しており、この障害基礎年金に対しては、通常の国庫負担より高い率の特別国庫負担が行われている。  
また、20歳到達前については、特別児童扶養手当等福祉的手当が支給され、20歳という年齢を介して切れ目のない保障が実現されている。  
こうした中、国民年金の適用下限年齢を見直す場合には、「20歳前障害基礎年金制度」について、その支給開始年齢や、特別児童扶養手当の支給対象年齢についても、適用下限年齢の見直しに合わせた変更を行うのか、といった点について検討する必要がある。

## 《諸外国における取扱い》

### ○諸外国において強制加入となる時期について

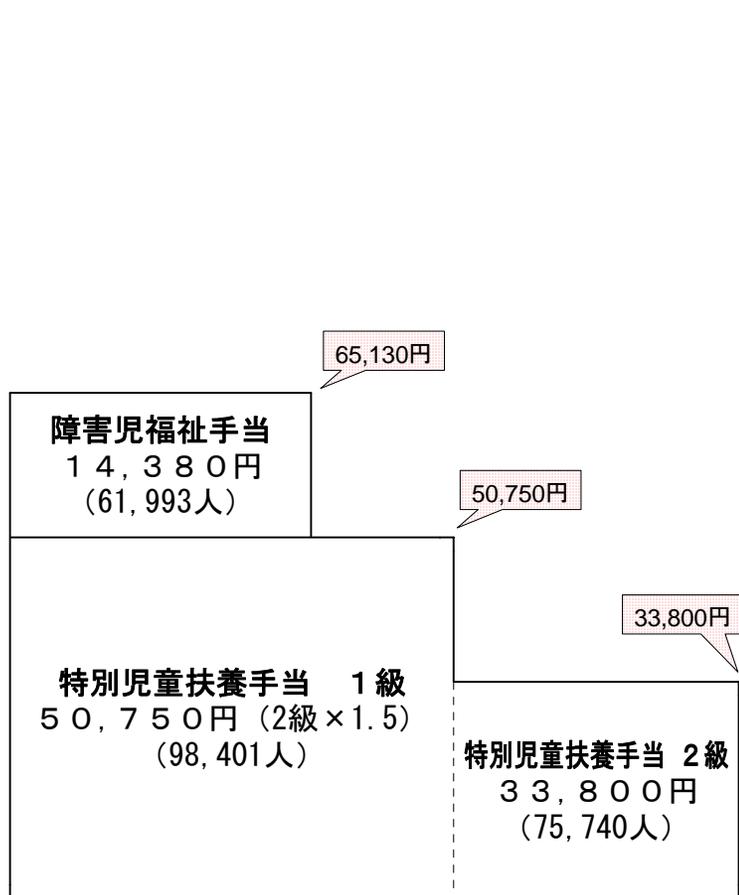
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
強制加入となる時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20歳（第1号被保険者）</li> <li>・ 厚生年金の被保険者となったとき</li> </ul>	被用者又は一定以上の収入（\$400以上）を有する自営業者となったとき	16歳以降で被用者又は自営業者となったとき	被用者又は特定の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等）となったとき	被用者又は自営業者となったとき	一定所得（年間17,047クローネ）以上の被用者又は自営業者となったとき

#### 【資料出所】

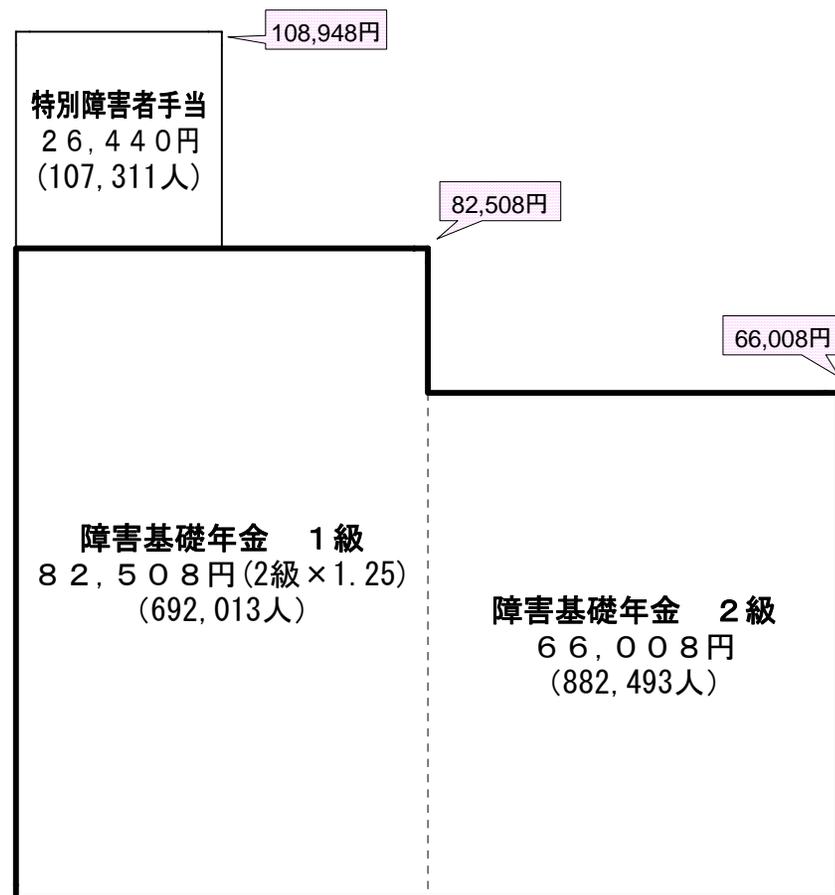
- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2006 / The Americas,2005
- ・ The Mutual Information System on Social Protection
- ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ(東京大学出版会)ほか

## 障害者等の所得保障

### 《障害児》(20歳未満)



### 《障害者》(20歳以上)



※ 給付月額：平成19年4月～  
※ 給付人員：平成18年度末現在  
(障害基礎年金については受給権者数)